

文部科学部会・文教制度調査会合同会議 次第

平成18年2月24日(金)

正午 党本部704

1. 開 会 松 野 博 一 文 部 科 学 部 会 長

2. 挨 拶 宇 野 治 科 学 技 術 専 任 部 会 長

3. 挨 拶 河 村 建 夫 文 教 制 度 調 査 会 長

4. 議 事

(1) 平成17年度文部科学白書について

説 明 者 田 中 壯 一 郎 生 涯 学 習 政 策 局 長

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(骨子)について

説 明 者 銭 谷 眞 美 初 等 中 等 教 育 局 長

(3) 学校教育法等の一部を改正する法律案(骨子)について

説 明 者 銭 谷 眞 美 初 等 中 等 教 育 局 長

(4) その他

5. 閉 会

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律案の概要

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、都道府県知事による認定制度を設けるとともに、認定施設に係る特例措置を講ずる。

1 概要

「認定こども園」の認定

○幼稚園、保育所等のうち以下の機能を備えるものは、都道府県知事（一定の場合においては都道府県の教育委員会）から「認定こども園」としての認定を受けることができる。

①教育及び保育を一体的に提供（保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応）

②地域における子育て支援（子育て相談や親子の集いの場の提供）の実施

（※）職員配置等の具体的な認定基準は、文科・厚労大臣が定める指針を参酌して都道府県が条例で定める。

○認定施設に対し「認定こども園」との表示を義務付けるとともに、認定施設以外の施設による名称の使用を制限。

「認定こども園」に関する特例措置

財政措置

幼稚園と保育所が一体化した認定施設については、設置者が学校法人・社会福祉法人のいずれであっても、経常費及び施設整備費を助成

（※）認定施設となる場合の保育所認可定員の特例（10人でも可）
（政令事項）

利用手続き

認定施設の利用は直接契約。利用料も基本的に認定施設で決定。

2 施行期日 平成18年10月1日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案（骨子）

1. 法案の目的

この法律案は、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

2. 認定こども園に関する認定手続等

(1) 認定こども園の認定

- ① 幼稚園又は保育所等の設置者は、以下の要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る認可の権限等を当該都道府県の教育委員会に委任している場合等にあつては都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができる。

ア 以下の要件に該当する施設であること。

- ・幼稚園については、幼稚園教育要領に基づく教育を行うほか、当該教育時間の終了後、当該幼稚園に在籍している保育に欠ける子どもに対する保育を行うこと。
- ・保育所等については、保育に欠ける子どもに対する保育を行うほか、保育に欠けない子どもを含む満三歳以上の子どもに対し、学校教育法第七十八条の目標が達成されるよう保育を行うこと。
- ・幼保連携施設（幼稚園及び保育所等が一体的に設置されている施設をいう。）については、当該施設を構成する幼稚園と保育所等とが密接に連携し、一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 子育て支援事業を適切に行う体制が整っていること。

ウ 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に該当すること。

- ② 都道府県知事は、保育所について①の認定をする場合は五年以内の有効期間を定める。この有効期間については、地域における保育需要に照らし保育に欠ける子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、更新しなければならないこととする。

(2) 情報の提供、報告の徴収等

- ① 都道府県知事は、認定こども園の名称、当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要等について周知するものとする。

- ② 認定こども園は、その建物又は敷地の見やすい場所に認定こども園である旨の表示をしなければならない。
- ③ 認定こども園は、都道府県知事に対し、その運営の状況に関する報告を行わなければならない。

(3) 名称の使用制限

(1) の認定を受けた施設以外の施設について、「認定こども園」又はこれと紛らわしい名称の使用を制限する。

(4) 関係機関の連携の確保

- ① 都道府県知事は、認定こども園の認定又は認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、認定こども園である幼稚園、保育所等に関する認可等の権限を有する地方公共団体の機関に協議しなければならない。
- ② 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

3. 認定こども園に関する特例

(1) 児童福祉法の特例

- ① 認定こども園である保育所及び認定こども園である幼保連携施設を構成する保育所については、入所児童や保育料を各保育所の設置者が決定できるようにするため、入所申込みの手続きや、入所児童の選考方法、保育料の額に関する基準や当該基準に違反する場合の保育料の変更命令等について、所要の措置を規定する。
- ② 市町村による保育所の施設整備費について、学校法人が、認定こども園である幼保連携施設を構成する保育所を設置する場合についても新たに対象とする。

(2) 私立学校振興助成法の特例

認定こども園である幼保連携施設を設置する社会福祉法人については、当該幼保連携施設を構成する幼稚園について私立学校振興助成法の規定により補助金の交付を受ける場合であっても、五年以内に学校法人化することを要しない。

(3) 学校教育法の特例

認定こども園である幼稚園及び認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園については、子育て支援事業を幼稚園の業務として位置づける。

4. その他

- ① 施行期日 平成18年10月1日
- ② 厚生労働省と共管である。

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成19年4月1日

学校教育法等の一部を改正する法律案（骨子）

1 学校教育法の一部改正

(1) 特別支援学校制度の創設

- ・ 盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化する。
- ・ 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、小中学校等に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。
- ・ 特別支援学校においては、障害者に対する教育のうち当該学校が行うものを明示するものとする。
- ・ 特別支援学校においては、在籍する児童生徒等に対する教育を行うほか、障害により教育上特別の支援を必要とする小中学校等の児童生徒等の教育に関し、必要な助言又は援助を行うよう努めることとする。

(2) 小中学校等における特別支援教育の推進

小中学校等に置くことができる「特殊学級」を「特別支援学級」に改めるとともに、小中学校等においては、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととする。

2 教育職員免許法の一部改正

- ・ 盲学校、聾学校、養護学校ごとの教員の免許状を、特別支援学校の教員の免許状とする。
- ・ 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の特別支援教育に関する科目の修得の状況等に応じて、一又は二以上の特別支援教育領域を定めて授与するものとする。
- ・ 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域に関する科目を修得等した場合には、当該免許状に新教育領域を追加して定めるものとする。

3 その他関係法律の一部改正

盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校に一本化すること等に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

平成19年4月1日

盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

<現状>

障害の程度が比較的重い児童生徒に対して、障害の種類ごとに別々の学校制度と教員免許制度を設定（全学齢児童生徒のうち0.48%が在籍）

学校制度	盲学校 (0.01%)	聾学校 (0.03%)	養護学校 (0.44%) 知的障害、肢体不自由、病弱
免許制度	盲学校教諭免許状	聾学校教諭免許状	養護学校教諭免許状

・児童生徒の障害の重度・重複化
・障害のある児童生徒数の増加

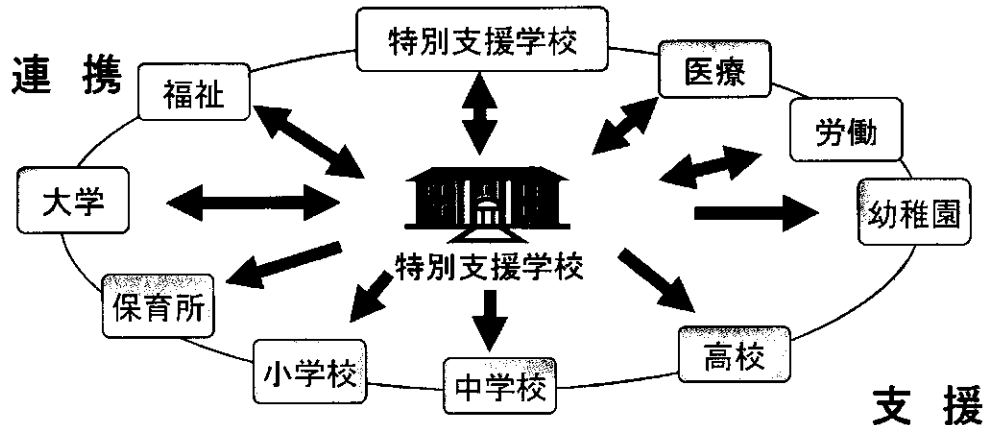
<今後の基本的な考え方>

学校制度

特別支援学校

免許制度

特別支援学校教諭免許状



- 児童生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した教育の充実が図られる。
- 特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍するLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等への支援の充実が図られる。
- 福祉・医療・労働等の関係機関と連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実が図られる。

障害のある児童生徒に対する教育の現状について

1 特別支援教育の対象

特別支援学校(盲・聾・養護学校)

(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む。))

小中学校

特別支援学級(特殊学級)

(弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、身体虚弱等)

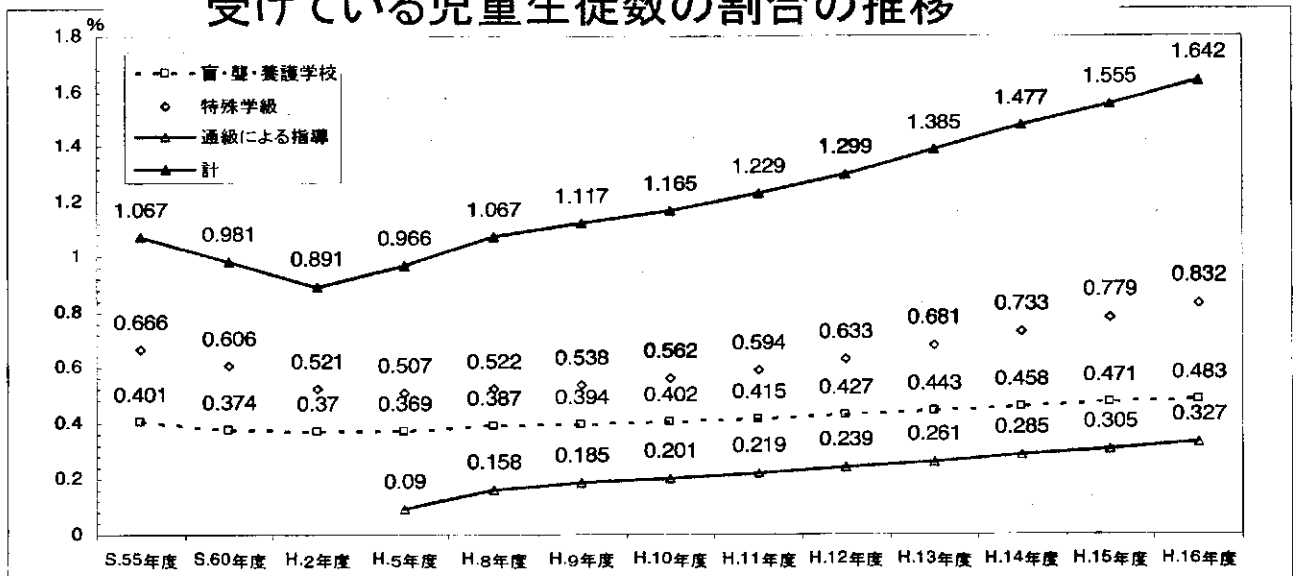
通常の学級

通級による指導

(言語障害、情緒障害、弱視、難聴、LD及びADHD(平成18年度～)等)

その他、障害による教育上特別の支援を必要とする者

2 全学齢児童生徒数に占める特別支援教育を受けている児童生徒数の割合の推移



中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方 について（答申）」（平成17年12月8日）

1 検討経緯

中央教育審議会においては、平成16年2月に初等中等教育分科会の下に特別支援教育特別委員会を設置し、関係団体等の意見を聞きながら特別支援教育を推進するための制度の在り方について審議を進め、同年12月に中間報告を取りまとめた。その後、国民からの意見募集の結果を踏まえながら、さらに審議を進め、平成17年12月8日に答申を取りまとめた。

2 答申の概要

特別支援教育の理念と基本的な考え方

- 障害のある幼児児童生徒の教育の基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換。

盲・聾・養護学校制度の見直しについて

- 幼児児童生徒の障害の重度・重複化に対応し、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた学校制度（「特別支援学校（仮称）」）に転換。
- 「特別支援学校（仮称）」の機能として、小・中学校等に対する支援を行う地域の特別支援教育のセンターとしての機能を明確に位置付ける。

小・中学校における制度的見直しについて

- 通級による指導の指導時間数及び対象となる障害種を弾力化し、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）を新たに対象とする。
- 特殊学級と通常の学級における交流及び共同学習を促進するとともに、特殊学級担当教員の活用によるLD、ADHD等の児童生徒への支援を行うなど、特殊学級の弾力的な運用を進める。
- 「特別支援教室（仮称）」の構想については、研究開発学校やモデル校などを活用し、特殊学級が有する機能の維持、教職員配置との関連や教員の専門性の向上等の課題に留意しつつ、その法令上の位置付けの明確化等について、上記の取組の実施状況も踏まえ、今後検討。

（注）「特別支援教室（仮称）」とは、LD・ADHD・高機能自閉症等も含め障害のある児童生徒が通常の学級に在籍した上で、一人一人の障害に応じた特別な指導を必要な時間のみ特別の場で行う形態。

教員免許制度の見直しについて

- 盲・聾・養護学校の「特別支援学校」（仮称）への転換に伴い、学校の種別ごとに設けられている教員免許状を、障害の種類に対応した専門性を確保しつつ、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する「特別支援学校教員免許状（仮称）」に転換。